議案第４１号

西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例案に関する意見決定の件

西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和６年１１月２０日提出

西宮市教育委員会
教育長　藤　岡　謙　一

（別　紙）

西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例案に関する意見

西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、異議ありません。

令和６年１１月２０日

西宮市教育委員会

西宮市条例第　　号

西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年西宮市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第４号を次のように改める。

（４）　教育職給料表（別表第４）

第５条第３項中「別表第１１」を「別表第１０」に改める。

第７条の３第１項を次のように改める。

西宮市立学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手のうち、別表第１に規定する職務の級が１級から４級までである者及び別表第４に規定する職務の級が１級から３級までである者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の１００分の４に相当する額の給料の教職調整額を支給する。

第９条第２項第２号中「別表第１２」を「別表第１１」に改める。

第１８条第２項中「別表第１３」を「別表第１２」に改める。

附則第４９項第３号中「別表第４ア教育職給料表（１）」を「別表第４」に改める。

別表第１中「第５条」の次に「、第７条の３」を加える。

別表第４中

「教育職給料表

ア　教育職給料表（１）」

を

「教育職給料表」

に改め、同表イ教育職給料表（２）を削る。

別表第５　３級の項中「主任保育士」の次に「又は主任保育教諭」を加え、同表４級の項中「又は保育所長」を「、保育所長又は園長」に、「又は副保育所長」を「、副保育所長、教頭又は副園長」に改める。

別表第１０中「教育職給料表（１）等級別基準職務表」を「教育職給料表等級別基準職務表」に改め、同表備考中「別表第４ア教育職給料表（１）」を「別表第４」に改め

る。

別表第１１を削り、別表第１２を別表第１１とし、別表第１３を別表第１２とする。

（西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第２条　西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年西宮市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

別表教育職の部教員特殊勤務手当の項中「給与条例第７条の３第１項に規定する教育職員が」を削り、同表備考第１項第１号中「者」の次に「（幼稚園に勤務する者を除く。）」を加え、同項第５号中「別表第４教育職給料表(１)又は教育職給料表(２)」を「別表第１行政職給料表の適用を受ける者（幼稚園に勤務する者に限る。）及び給与条例別表第４教育職給料表」に改める。

（西宮市職員退職手当支給条例の一部改正）

第３条　西宮市職員退職手当支給条例（昭和３０年西宮市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「昭和２６年西宮市条例第５４号）」の次に「別表第１の規定の適用を受ける職員（幼稚園に勤務する職員に限る。）及び同条例」を加える。

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第４条　西宮市立児童福祉施設条例（昭和４３年西宮市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第３項中「子ども・子育て支援法第２０条第３項に規定する保育必要量を超えて保育」を「延長保育（市長が定める保育時間を超えて行う保育をいう。）」に改める。

別表保育所の部西宮市立浜脇保育所の項を削る。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部改正）

第５条　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和４２年西宮市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「又は特別支援学校」を「若しくは特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第２３条を第２４条とし、第２２条の次に次の１条を加える。

（幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害に対する補償への適用）

第２３条　この条例を幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害に対する補償に適用する場合においては、第１条の２中「西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第４条第２項、第１４条第３項及び前条中「委員会」とあるのは

「市長」と、第５条、第７条の２及び次条中「委員会規則」とあるのは「市規則」とする。

（教育職員の旅費に関する条例の一部改正）

第６条　教育職員の旅費に関する条例（昭和３９年西宮市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「）並びに養護教員、養護助教員、補導教員及び研究員（」を削る。

（西宮市立学校条例の一部改正）

第７条　西宮市立学校条例（昭和３８年西宮市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第２条中

「西宮市立浜脇幼稚園　西宮市宮前町８番２２号
西宮市立用海幼稚園　西宮市石在町１７番２９号
西宮市立夙川幼稚園　西宮市松ケ丘町９番２３号」

を

「西宮市立夙川幼稚園　西宮市松ケ丘町９番２３号」

に、

「西宮市立今津幼稚園　西宮市今津二葉町４番１０号
西宮市立南甲子園幼稚園　西宮市南甲子園３丁目２番２４号」

を

「西宮市立今津幼稚園　西宮市今津二葉町４番１０号」

に改める。

（西宮市教育奨学金条例の一部改正）

第８条　西宮市教育奨学金条例（平成２０年西宮市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

付則第３条第５号ア中「若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の」を「、特別支援学校若しくは認定こども園の教諭、養護教諭その他これらに類する」に改める。

付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年４月１日（以下この項において「切替日」という。）から令和１０年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の西宮市一般職員の給与に関する条例（以下「第１条の規定による改正後の条例」という。）別表第１の給料表の適用を受ける職員

のうち、切替日の前日において、同条の規定による改正前の西宮市一般職員の給与に関する条例別表第４イ教育職給料表（２）の適用を受けていた職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が定める職員を除く。）の給料月額については、第１条の規定による改正後の条例別表第１に規定する額を、当該額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額に読み替えるものとする。

切替日から令和８年３月３１日まで	その者の受ける給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額（以下「差額相当額」という。）から７，０００円を控除した額（その額が零を下回るときは、零とする。）
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで	差額相当額から１４，０００円を控除した額（その額が零を下回るときは、零とする。）
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	差額相当額から２４，０００円を控除した額（その額が零を下回るときは、零とする。）

３　前項に規定する職員以外の職員について、任用の事情等を考慮して同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、第１条の規定による改正後の条例の規定にかかわらず、当該職員には、同項の規定に準じて、任命権者が定める給料を支給する。

４　前２項に規定する職員に対する第１条の規定による改正後の条例附則第３３項の規定の適用については、同項中「前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定」とあるのは、「前項又は西宮市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和６年西宮市条例第　号）付則第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定」とする。

西宮市一般職員の給与に関する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>現　　　　行</th></tr>
<tr><td>（略）
（給料表等）
第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
（１）　行政職給料表（別表第１）
（２）　医療職給料表（別表第２）
ア　医療職給料表（１）
イ　医療職給料表（２）
ウ　医療職給料表（３）
（３）　消防職給料表（別表第３）
（４）　教育職給料表（別表第４）
<　削除　>
<　削除　>
２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第２０条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務は、別表第５から別表第１０までに定めるとおりとする。
（略）
（給料の教職調整額）
第７条の３　西宮市立学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手のうち、別表第１に規定する職務の級が１級から４級までである者及び別表第４に規定する職務の級が１級から３級までである者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の１００分の４に相当する額の給料の教職調整額を支給する。
（略）</td><td>（略）
（給料表等）
第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
（１）　行政職給料表（別表第１）
（２）　医療職給料表（別表第２）
ア　医療職給料表（１）
イ　医療職給料表（２）
ウ　医療職給料表（３）
（３）　消防職給料表（別表第３）
（４）　教育職給料表（別表第４）
ア　教育職給料表（１）
イ　教育職給料表（２）
２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第２０条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務は、別表第５から別表第１１までに定めるとおりとする。
（略）
（給料の教職調整額）
第７条の３　西宮市立学校の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに現に学校に勤務する養護教員及び養護助教員（以下「教育職員」という。）のうち別表第４に規定する職務の級が１級若しくは２級である者又は同表ア教育職給料表（１）に規定する職務の級が３級である者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の１００分の４に相当する額の給料の教職調整額を支給する。
（略）</td></tr>
</table>

（通勤手当） 第９条 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特定の施設に勤務する職員で規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額に１，０００円を超えない範囲で規則で定める額を加算した額、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（いずれも第５号に掲げる職員を除く。）にあつては、１箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。 （１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） （２）　前項第２号に掲げる職員　自転車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、別表第１１に定める額 （略） 第１８条 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２２.５を乗じて得た額に、６月に支給する場合においては基準日以前６月以内の期間におけるその職員の別表第１２の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める割合を乗じて得た額とし、１２月に支給する場合においては基準日以前６月以内の期間におけるその職員の同表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 附　則 ４９　令和６年４月１日から同年１２月３１日までの間、職員（次に掲げる者に限る。）の給料月額は、別表第１、別表第３又は別表第４に規定する額（附則第３２項の規定の適用を受	（通勤手当） 第９条 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特定の施設に勤務する職員で規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額に１，０００円を超えない範囲で規則で定める額を加算した額、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（いずれも第５号に掲げる職員を除く。）にあつては、１箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。 （１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） （２）　前項第２号に掲げる職員　自転車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、別表第１２に定める額 （略） 第１８条 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２２.５を乗じて得た額に、６月に支給する場合においては基準日以前６月以内の期間におけるその職員の別表第１３の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める割合を乗じて得た額とし、１２月に支給する場合においては基準日以前６月以内の期間におけるその職員の同表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 附　則 ４９　令和６年４月１日から同年１２月３１日までの間、職員（次に掲げる者に限る。）の給料月額は、別表第１、別表第３又は別表第４に規定する額（附則第３２項の規定の適用を受

ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額）を、当該額に１００分の９５を乗じて得た額（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の１週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第２条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に読み替えるものとする。ただし、西宮市職員退職手当支給条例第３条から第６条の３まで、第６条の５及び第８条の規定の適用については、この限りでない。

（１） 別表第１の７級に決定されている職員であつて、危機管理監、局長、担当理事、事務局長、教育次長又は理事の役職名を有するもの

（２） 別表第３の７級に決定されている職員であつて、消防長の役職名を有するもの

（３） 別表第４の５級に決定されている職員であつて、教育次長又は理事の役職名を有するもの

（略）

別表第１（第５条関係、第７条の３関係）

行政職給料表

（略）

別表第４（第５条、第７条の３関係）

教育職給料表

＜ 削除 ＞

職員の区分	職務の級＼号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１号給	１７７，２００円	１９３，４００円	２８４，５００円	３３７，６００円	４１８，７００円
	２号給	１７８，７００	１９５，５００	２８６，６００	３３９，６００	４２０，５００
	３号給	１８０，３００	１９７，６００	２８８，７００	３４１，６００	４２２，３００

＜＜ 以下 省略 ＞＞

ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額）を、当該額に１００分の９５を乗じて得た額（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の１週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第２条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に読み替えるものとする。ただし、西宮市職員退職手当支給条例第３条から第６条の３まで、第６条の５及び第８条の規定の適用については、この限りでない。

（１） 別表第１の７級に決定されている職員であつて、危機管理監、局長、担当理事、事務局長、教育次長又は理事の役職名を有するもの

（２） 別表第３の７級に決定されている職員であつて、消防長の役職名を有するもの

（３） 別表第４ア教育職給料表（１）の５級に決定されている職員であつて、教育次長又は理事の役職名を有するもの

（略）

別表第１（第５条関係）

行政職給料表

（略）

別表第４（第５条、第７条の３関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（１）

職員の区分	職務の級＼号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１号給	１７７，２００円	１９３，４００円	２８４，５００円	３３７，６００円	４１８，７００円
	２号給	１７８，７００	１９５，５００	２８６，６００	３３９，６００	４２０，５００
	３号給	１８０，３００	１９７，６００	２８８，７００	３４１，６００	４２２，３００

＜＜ 以下 省略 ＞＞

＜ 削除 ＞

（略）

別表第５（第５条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	定形的な業務を行う職務
２級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	１　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 ２　主任保育士又は主任保育教諭の職務

イ　教育職給料表(２)

職員の区分	職務の級＼号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１号給	１７７,２００円	１９３,４００円	３０３,２００円
	２号給	１７８,７００	１９５,５００	３０５,８００
	｛	｛	｛	｛
	１７２号給		４１０,３００	
	１７３号給		４１０,５００	
定年前再任用短時間勤務職員		２２６,２００	２７２,１００	３２５,５００

備考

１　この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員及び教育委員会事務局等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級であるものの給料月額は、この表の額に７,５００円をそれぞれ加算した額とする。

（略）

別表第５（第５条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	定形的な業務を行う職務
２級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	１　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 ２　主任保育士の職務

４級	1　副所長、保育所長又は園長の職務 2　参事補の職務 3　係長、副保育所長、教頭又は副園長の職務 4　副参事の職務 5　主幹の職務
５級	1　課長、担当課長、支所長、館長、所長、事務局長（課長に相当する役職に限る。）又は事務長の職務 2　参事の職務
６級	1　部長、事務局長（部長に相当する役職に限る。）、室長、会計管理者、次長又は保健所副所長の職務 2　参与の職務
７級	1　危機管理監の職務 2　局長、担当理事、事務局長（局長に相当する役職に限る。）又は教育次長の職務 3　理事の職務

備考　この表は、別表第１に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

（略）

別表第１０（第５条関係）

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師（任用の期限を付さない講師を除く。）の職務
２級	1　教諭、養護教諭、講師（任用の期限を付さない講師に限る。）又は指導主事の職務 2　高度の知識及び経験を必要とする実習助手又は講師（任用の期限を付さない講師を除く。）の職務

４級	1　副所長又は保育所長の職務 2　参事補の職務 3　係長又は副保育所長の職務 4　副参事の職務 5　主幹の職務
５級	1　課長、担当課長、支所長、館長、所長、事務局長（課長に相当する役職に限る。）又は事務長の職務 2　参事の職務
６級	1　部長、事務局長（部長に相当する役職に限る。）、室長、会計管理者、次長又は保健所副所長の職務 2　参与の職務
７級	1　危機管理監の職務 2　局長、担当理事、事務局長（局長に相当する役職に限る。）又は教育次長の職務 3　理事の職務

備考　この表は、別表第１に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

（略）

別表第１０（第５条関係）

教育職給料表（１）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師（任用の期限を付さない講師を除く。）の職務
２級	1　教諭、養護教諭、講師（任用の期限を付さない講師に限る。）又は指導主事の職務 2　高度の知識及び経験を必要とする実習助手又は講師（任用の期限を付さない講師を除く。）の職務

３級	1　係長の職務 2　副参事の職務
４級	1　教頭の職務 2　課長又は担当課長の職務 3　参事の職務
５級	1　校長の職務 2　教育次長、理事又は部長の職務 3　参与の職務

備考　この表は、別表第４に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

< 削除 >

３級	1　係長の職務 2　副参事の職務
４級	1　教頭の職務 2　課長又は担当課長の職務 3　参事の職務
５級	1　校長の職務 2　教育次長、理事又は部長の職務 3　参与の職務

備考　この表は、別表第４ア教育職給料表（１）に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

別表第１１（第５条関係）

教育職給料表（２）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない講師を除く。）又は養護助教員の職務
２級	1　教頭の職務 2　係長の職務 3　副参事の職務 4　教諭、養護教諭、講師（任用の期限を付さない講師に限る。）、養護教員又は補導教員の職務 5　指導主事の職務 6　高度の知識及び経験を必要とする講師（任用の期限を付さない講師を除く。）の職務
３級	1　園長、課長、担当課長又は所長の職務 2　参事の職務

備考　この表は、別表第４イ教育職給料表（２）に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

別表第１１（第９条関係）

自転車等使用者の通勤手当月額

自転車等の種類＼使用距離（片道）	自転車	原動機付自転車等	自動車
５キロメートル未満	２，０００円	２，１００円	２，２００円
５キロメートル以上１０キロメートル未満	４，１００	４，３００	４，７００
１０キロメートル以上１５キロメートル未満	６，５００	７，９００	８，６００
１５キロメートル以上２０キロメートル未満		９，４００	１１，０００
２０キロメートル以上２５キロメートル未満		１０，７００	１３，３００
２５キロメートル以上３０キロメートル未満		１２，１００	１５，８００
３０キロメートル以上３５キロメートル未満		１３，９００	１８，７００
３５キロメートル以上４０キロメートル未満		１５，７００	２１，６００
４０キロメートル以上４５キロメートル未満		１７，４００	２４，４００
４５キロメートル以上５０キロメートル未満		１８，６００	２６，２００
５０キロメートル以上		１９，９００	２８，０００

別表第１２（第９条関係）

自転車等使用者の通勤手当月額

自転車等の種類＼使用距離（片道）	自転車	原動機付自転車等	自動車
５キロメートル未満	２，０００円	２，１００円	２，２００円
５キロメートル以上１０キロメートル未満	４，１００	４，３００	４，７００
１０キロメートル以上１５キロメートル未満	６，５００	７，９００	８，６００
１５キロメートル以上２０キロメートル未満		９，４００	１１，０００
２０キロメートル以上２５キロメートル未満		１０，７００	１３，３００
２５キロメートル以上３０キロメートル未満		１２，１００	１５，８００
３０キロメートル以上３５キロメートル未満		１３，９００	１８，７００
３５キロメートル以上４０キロメートル未満		１５，７００	２１，６００
４０キロメートル以上４５キロメートル未満		１７，４００	２４，４００
４５キロメートル以上５０キロメートル未満		１８，６００	２６，２００
５０キロメートル以上		１９，９００	２８，０００

５５キロメートル未満			
５５キロメートル以上 ６０キロメートル未満		２１，１００	２９，８００
６０キロメートル以上		２２，３００	３１，６００

備考

１　自動車とは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車のうち自動二輪車以外のものをいい、原動機付自転車等とは、同号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）を除くすべての原動機付交通用具をいう。

２　自転車及び原動機付自転車等を使用する職員のうち、通勤のために駐輪場を借り上げ、その料金を負担する職員（使用距離が片道１キロメートル未満であるものを除く。）については、当該駐輪場の借上げに係る料金の月額（３，０００円を限度とする。）を加算することができる。

別表第１２（第１８条関係）

在職期間	６月支給分	１２月支給分
６月	１００分の１００	１００分の１００
５月以上６月未満	１００分の９３	１００分の９３
４月以上５月未満	１００分の８２	１００分の８１
３月以上４月未満	１００分の６７	１００分の６６
２月以上３月未満	１００分の５８	１００分の５３
２月未満	１００分の３５	１００分の３５

５５キロメートル未満			
５５キロメートル以上 ６０キロメートル未満		２１，１００	２９，８００
６０キロメートル以上		２２，３００	３１，６００

備考

１　自動車とは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車のうち自動二輪車以外のものをいい、原動機付自転車等とは、同号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）を除くすべての原動機付交通用具をいう。

２　自転車及び原動機付自転車等を使用する職員のうち、通勤のために駐輪場を借り上げ、その料金を負担する職員（使用距離が片道１キロメートル未満であるものを除く。）については、当該駐輪場の借上げに係る料金の月額（３，０００円を限度とする。）を加算することができる。

別表第１３（第１８条関係）

在職期間	６月支給分	１２月支給分
６月	１００分の１００	１００分の１００
５月以上６月未満	１００分の９３	１００分の９３
４月以上５月未満	１００分の８２	１００分の８１
３月以上４月未満	１００分の６７	１００分の６６
２月以上３月未満	１００分の５８	１００分の５３
２月未満	１００分の３５	１００分の３５

西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例　新旧対照表

改　正　後

（略）

別表（第２条関係）

支給対象職種	種類	支給基準	支給額
教育職	教員特殊勤務手当	<　削除　>次に掲げる業務に従事した場合。ただし、第１号イに掲げる業務及び第４号に掲げる業務で泊を伴うものに従事した場合を除き、心身に著しい負担を与える業務内容の程度のものに従事した場合に限る。 （１）　学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの （略）	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 （１）　支給基準の欄第１号アに掲げる業務に従事した場合　業務に従事した日１日について８，０００円。ただし、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災業務に４時間程度以上従事した場合は、業務に従事した日１日について４，０００円とし、同業務に７時間４５分程度以上従事した場合は、業務に従事した日１日について８，０００円とする。 （略）

備考

（用語の定義）

１　この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　一般行政職　給与条例別表第１行政職給料表の適用を受ける者（幼稚園に勤務する者に限る。）

（２）　医師職　給与条例別表第２医療職給料表（１）の適用を受ける者

（３）　医療職　給与条例別表第２医療職給料表（２）又は医療職給料表（３）の適用を受ける者

現　行

（略）

別表（第２条関係）

支給対象職種	種類	支給基準	支給額
教育職	教員特殊勤務手当	給与条例第７条の３第１項に規定する教育職員が次に掲げる業務に従事した場合。ただし、第１号イに掲げる業務及び第４号に掲げる業務で泊を伴うものに従事した場合を除き、心身に著しい負担を与える業務内容の程度のものに従事した場合に限る。 （１）　学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの （略）	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 （１）　支給基準の欄第１号アに掲げる業務に従事した場合　業務に従事した日１日について８，０００円。ただし、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災業務に４時間程度以上従事した場合は、業務に従事した日１日について４，０００円とし、同業務に７時間４５分程度以上従事した場合は、業務に従事した日１日について８，０００円とする。 （略）

備考

（用語の定義）

１　この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　一般行政職　給与条例別表第１行政職給料表の適用を受ける者

（２）　医師職　給与条例別表第２医療職給料表（１）の適用を受ける者

（３）　医療職　給与条例別表第２医療職給料表（２）又は医療職給料表（３）の適用を受ける者

（４）　消防職　給与条例別表第３消防職給料表の適用を受ける者 （５）　教育職　給与条例別表第１行政職給料表の適用を受ける者（幼稚園に勤務する者に限る。）及び給与条例別表第４教育職給料表の適用を受ける者 （略）	（４）　消防職　給与条例別表第３消防職給料表の適用を受ける者 （５）　教育職　給与条例別表第４教育職給料表（１）又は教育職給料表（２）の適用を受ける者 （略）

西宮市職員退職手当支給条例　新旧対照表

改　　正　　後	現　　　　行
（略） （退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、職員（退職手当について他の条例の適用を受ける者及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の３第４項の規定により臨時的に任用された者（西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年西宮市条例第５４号）別表第１の規定の適用を受ける職員（幼稚園に勤務する職員に限る。）及び同条例別表第４の規定の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）を除く。）のうち常時勤務に服することを要するもの（以下単に「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 （略）	（略） （退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、職員（退職手当について他の条例の適用を受ける者及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の３第４項の規定により臨時的に任用された者（西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年西宮市条例第５４号）別表第４の規定の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）を除く。）のうち常時勤務に服することを要するもの（以下単に「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 （略）

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例

改　　正　　後	現　　　　行
（趣旨） 第１条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。 （略） （幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害に対する補償への適用） 第２３条　この条例を幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害に対する補償に適用する場合においては、第１条の２中「西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、第４条第２項、第１４条第３項及び前条中「委員会」とあるのは「市長」と、第５条、第７条の２及び次条中「委員会規則」とあるのは「市規則」とする。 （委任） 第２４条　この条例の施行について必要なことは、委員会規則で定める。 （略）	（趣旨） 第１条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。 （略） （委任） 第２３条　この条例の施行について必要なことは、委員会規則で定める。

教育職員の旅費に関する条例　新旧対照表

改　正　後	現　　行
（略） （職員の旅費） 第２条　教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者で、市の歳出予算によつて給料を支給されるもの（指導主事及び社会教育主事を除く。以下「職員」という。）の旅費については、この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費に関する条例（昭和３４年西宮市条例第１４号。以下「職員等旅費条例」という。）の規定を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「西宮市教育委員会」と、「市規則」とあるのは「西宮市教育委員会規則」と読み替えるものとする。 （略）	（略） （職員の旅費） 第２条　教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者で、市の歳出予算によつて給料を支給されるもの（指導主事及び社会教育主事を除く。）並びに養護教員、養護助教員、補導教員及び研究員（以下「職員」という。）の旅費については、この条例に定めるものを除くほか、職員等の旅費に関する条例（昭和３４年西宮市条例第１４号。以下「職員等旅費条例」という。）の規定を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「西宮市教育委員会」と、「市規則」とあるのは「西宮市教育委員会規則」と読み替えるものとする。 （略）

西宮市立学校条例　新旧対照表

改　　正　　後	現　　　　行
（設置）	（設置）
第１条　西宮市に学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）を設置する。	第１条　西宮市に学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）を設置する。
（名称及び位置）	（名称及び位置）
第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
（名称）　（位置）	（名称）　（位置）
＜　削除　＞	西宮市立浜脇幼稚園　西宮市宮前町８番２２号
＜　削除　＞	西宮市立用海幼稚園　西宮市石在町１７番２９号
西宮市立夙川幼稚園　西宮市松ケ丘町９番２３号	西宮市立夙川幼稚園　西宮市松ケ丘町９番２３号
西宮市立越木岩幼稚園　西宮市美作町６番１０号	西宮市立越木岩幼稚園　西宮市美作町６番１０号
西宮市立大社幼稚園　西宮市柳本町１番８号	西宮市立大社幼稚園　西宮市柳本町１番８号
西宮市立子育て総合センター付属あおぞら幼稚園　西宮市津田町３番４０号	西宮市立子育て総合センター付属あおぞら幼稚園　西宮市津田町３番４０号
西宮市立上ケ原幼稚園　西宮市上ケ原三番町６番２７号	西宮市立上ケ原幼稚園　西宮市上ケ原三番町６番２７号
西宮市立門戸幼稚園　西宮市門戸東町３番２５号	西宮市立門戸幼稚園　西宮市門戸東町３番２５号
西宮市立高木幼稚園　西宮市伏原町３番４０号	西宮市立高木幼稚園　西宮市伏原町３番４０号
西宮市立瓦木幼稚園　西宮市中島町５番２号	西宮市立瓦木幼稚園　西宮市中島町５番２号
西宮市立春風幼稚園　西宮市今津野田町２番６号	西宮市立春風幼稚園　西宮市今津野田町２番６号
西宮市立今津幼稚園　西宮市今津二葉町４番１０号	西宮市立今津幼稚園　西宮市今津二葉町４番１０号
＜　削除　＞	西宮市立南甲子園幼稚園　西宮市南甲子園３丁目２番２４号
西宮市立浜甲子園幼稚園　西宮市枝川町１２番３号	西宮市立浜甲子園幼稚園　西宮市枝川町１２番３号
西宮市立高須西幼稚園　西宮市高須町２丁目１番４５号	西宮市立高須西幼稚園　西宮市高須町２丁目１番４５号
西宮市立鳴尾東幼稚園　西宮市笠屋町３０番５０号	西宮市立鳴尾東幼稚園　西宮市笠屋町３０番５０号
西宮市立鳴尾北幼稚園　西宮市花園町１０番２０号	西宮市立鳴尾北幼稚園　西宮市花園町１０番２０号
西宮市立小松幼稚園　西宮市小松北町２丁目４番１号	西宮市立小松幼稚園　西宮市小松北町２丁目４番１号
西宮市立山口幼稚園　西宮市山口町下山口４丁目１番５号	西宮市立山口幼稚園　西宮市山口町下山口４丁目１番５号
西宮市立名塩幼稚園　西宮市名塩１丁目４１番１５号	西宮市立名塩幼稚園　西宮市名塩１丁目４１番１５号

西宮市立生瀬幼稚園　　　　　　　西宮市生瀬町２丁目２６番２４号 ＜＜　以下　省略　＞＞	西宮市立生瀬幼稚園　　　　　　　西宮市生瀬町２丁目２６番２４号 ＜＜　以下　省略　＞＞

西宮市教育奨学金条例　新旧対照表

改　　正　　後	現　　　　行
（略） 付　則 （略） （藤田奨学金の返還免除の特例） 第３条　市長は、第２５条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第２項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額（第２６条において読み替えて準用する第１３条第２項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。 （1）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が死亡したとき。 （2）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる障害程度が１級若しくは２級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。 （3）　藤田奨学金の貸付けを受けた者並びにその者と同一世帯に属するその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。 ア　貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が３年以上継続しているとき。 イ　貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が３年以上継続しているとき。 （4）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が前３号に準じる状態であると市長が認めたとき。 （5）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。 ア　学校等を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校若しくは認定こども園の教諭、養護教諭その他これらに類する職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間（以下「貸付期間」という。）に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。	（略） 付　則 （略） （藤田奨学金の返還免除の特例） 第３条　市長は、第２５条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第２項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額（第２６条において読み替えて準用する第１３条第２項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。 （1）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が死亡したとき。 （2）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる障害程度が１級若しくは２級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。 （3）　藤田奨学金の貸付けを受けた者並びにその者と同一世帯に属するその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。 ア　貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が３年以上継続しているとき。 イ　貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が３年以上継続しているとき。 （4）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が前３号に準じる状態であると市長が認めたとき。 （5）　藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。 ア　学校等を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間（以下「貸付期間」という。）に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。

イ　藤田奨学金の返還について、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。 （略）	イ　藤田奨学金の返還について、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。 （略）